

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	8	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務停止命 令、業務禁止（役員への就任 禁止）命令及び公表		
<p>(処分基準)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (販売業者等に対する業務の停止等)</p> <p><b>第8条</b> 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項、第十五条の二第二項及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	1-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	8	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務停止命 令、業務禁止 (役員への就任 禁止) 命令及び公表	
<p>○特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号) (法第八条第二項の政令で定める使用人)</p> <p><b>第6条</b> 法第八条第二項の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者</p> <p>二 法第八条第一項前段、第十五条第一項前段、第二十三条第一項前段、第三十九条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第四十七条第一項前段、第五十七条第一項前段又は第五十八条の十三第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者 (前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(法第八条第二項の政令で定める法人)</p> <p><b>第7条</b> 法第八条第二項の政令で定める法人は、販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員 (同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において役員であつた者を含む。)若しくはその使用人 (前条に規定する使用人をいい、法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において使用人であつた者を含む。)が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として主務省令で定めるものをいう。</p> <p>○特定商取引に関する法律施行規則(昭和 51 年省令第 89 号) (業務を統括する者に準ずる者)</p> <p><b>第19条</b> 令第六条第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。</p> <p>(令第七条の主務省令で定めるもの)</p> <p><b>第20条</b> 令第七条の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人</p> <p>イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人 (令第七条の使用人をいう。以下この項において同じ。)が代表権を有する役員である法人</p> <p>ロ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がその総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この項において同じ。)又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社その他の法人 (外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この条において「会社等」という。)</p> <p>ハ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等 (当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。)</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	1-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	8	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務停止命 令、業務禁止 (役員への就任 禁止) 命令及び公表	
<p>二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人</p> <p>イ 当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等、当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等、当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等の子会社等 (当該販売業者又は役務提供事業者、当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等及び当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等を除く。) 及び当該販売業者又は役務提供事業者の関連会社等</p> <p>ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員 (令第七条の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。) 又はその使用人が代表権を有する役員である法人</p> <p>ハ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等</p> <p>ニ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等 (当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、販売業者又は役務提供事業者の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行つている法人であつて、当該販売業者又は役務提供事業者が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているもの又は当該方針の決定に対して重要な影響を与えることができるもの</p> <p>2 前項第二号イに規定する「親会社等」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 (株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。) を支配している会社等として次に掲げるもの (財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。) をいい、前項及び次項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。</p> <p>一 他の会社等 (破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。) の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等</p> <p>二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 当該会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	1-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	8	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務停止命 令、業務禁止 (役員への就任 禁止) 命令及び公表		
<p>ロ 当該会社等の役員 (取締役、執行役、会計参与 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。)、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。</p> <p>ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。</p> <p>ニ 当該他の会社等の資金調達額 (貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下同じ。)の総額の過半について当該会社等が融資 (債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行つていること (当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)</p> <p>ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。</p> <p>三 会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合 (当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>3 第一項に規定する「関連会社等」とは、会社等 (当該会社等の子会社等を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等 (子会社等を除く。)として次に掲げるものをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等 (当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 会社等 (当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等 (破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	8	資料番号	1-2	担当課	県民生活課
				不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務停止命 令、業務禁止 (役員への就任 禁止) 命令及び公表		
<p>二 会社等 (当該会社等の子会社等を含む。) が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 当該会社等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。</p> <p>ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。</p> <p>ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。</p> <p>ニ 当該会社等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。</p> <p>ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。</p> <p>三 会社等 (当該会社等の子会社等を含む。) が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合 (当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。) における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>(権限委任)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号) (都道府県が処理する事務) 第68条 (省略)</p> <p>○特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号) (都道府県が処理する事務) 第42条 (省略)</p>							